

子どもの「成長」と 子育ての「喜び」を
地域社会全体で「支える」まち あつぎ

あつぎ

子ども未来プラン



第 3 期

(令和2年度～令和6年度)

【概 要 版】

厚木市次世代育成支援行動計画
厚木市子ども・子育て支援事業計画

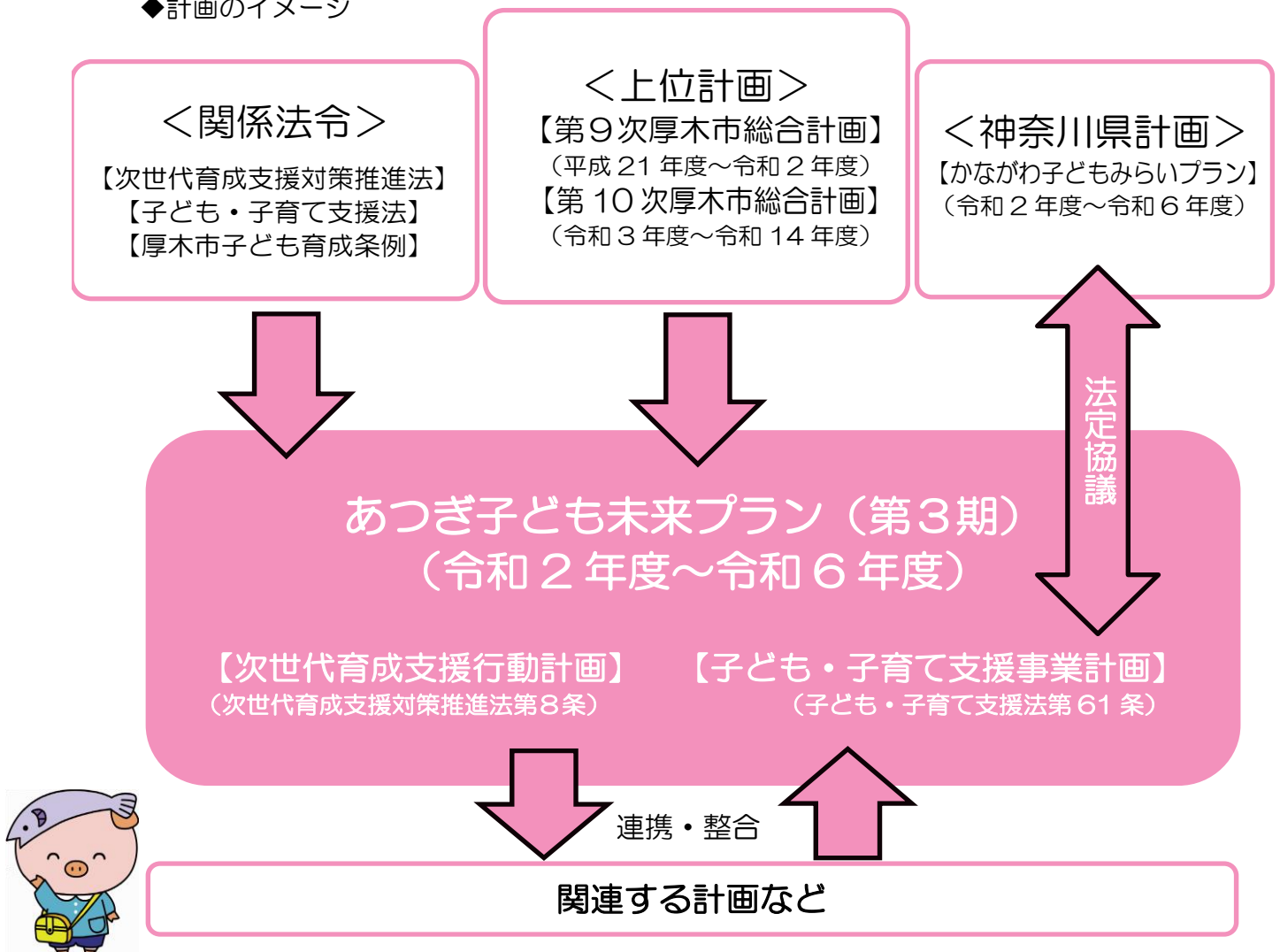
令和2年3月
厚 木 市

計画の概要

平成27年度から、国において、「子ども・子育て支援新制度」が実施され、本市においては、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体のものとして、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「あつぎ子ども未来プラン（第2期）」を策定し、行政が子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを推進するとともに、少子化対策の観点などから、様々な子育て支援に関する取組を実施しています。

本市における子育て環境を更によくするため、第2期計画を継承しつつ、子育てや保育ニーズの調査等により、需要や要望を改めて把握し、地域の実情を踏まえた上で、新たな第3期計画を策定し、きめ細かく幅広い子育て支援の取組を推進していきます。

◆計画のイメージ



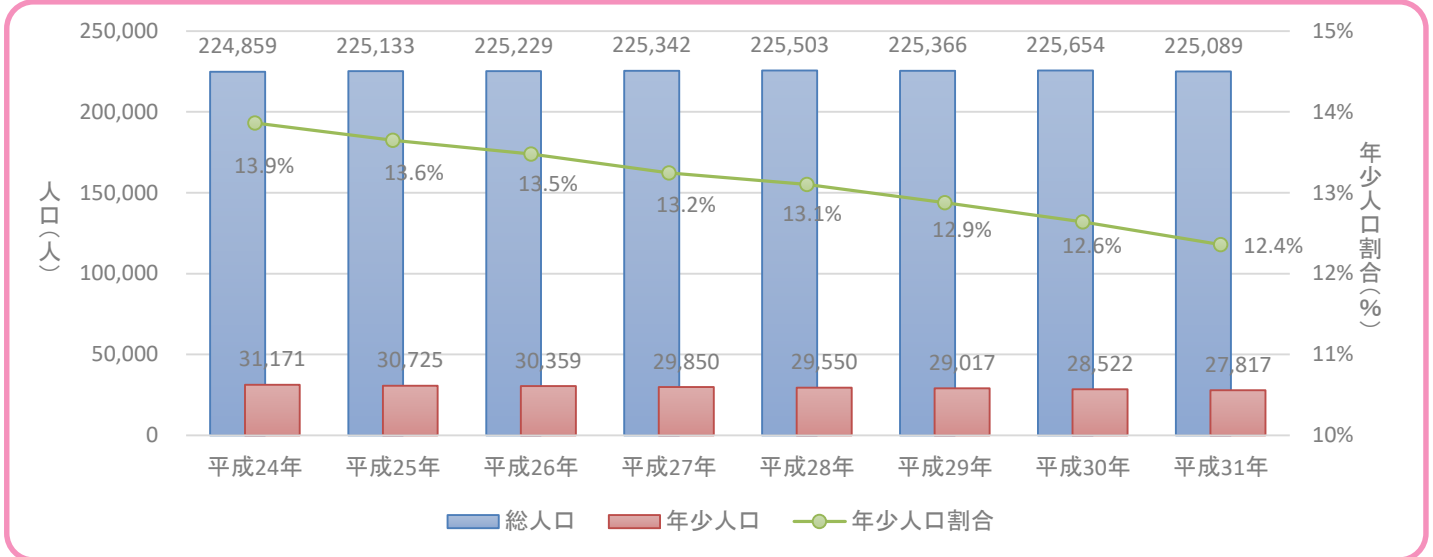
年度	平成30	31 （令和元年）	令和2	3	4	5	6
ニーズ調査	実施						
あつぎ子ども未来プラン（第3期）		策定	計画期間				

子どもを取り巻く環境

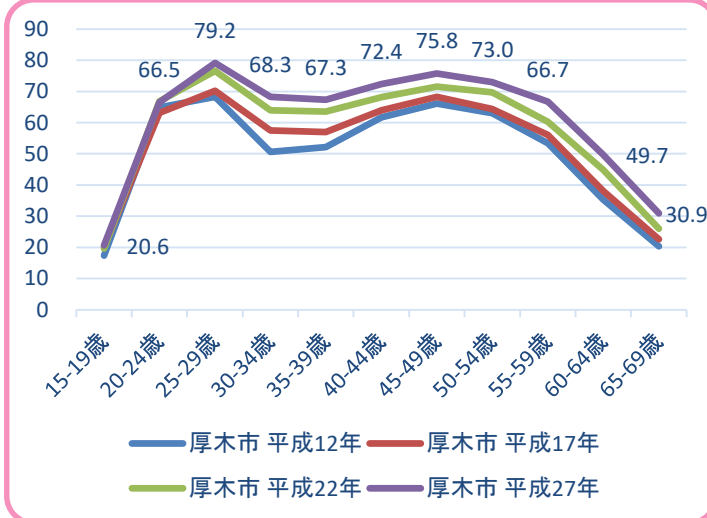
- 少子化や人口減少社会への対応
- 増大・多様化する子育てニーズへの対応
- 都市化や核家族化の進展による、きめ細かい子育て支援の必要性



総人口と年少人口の推移



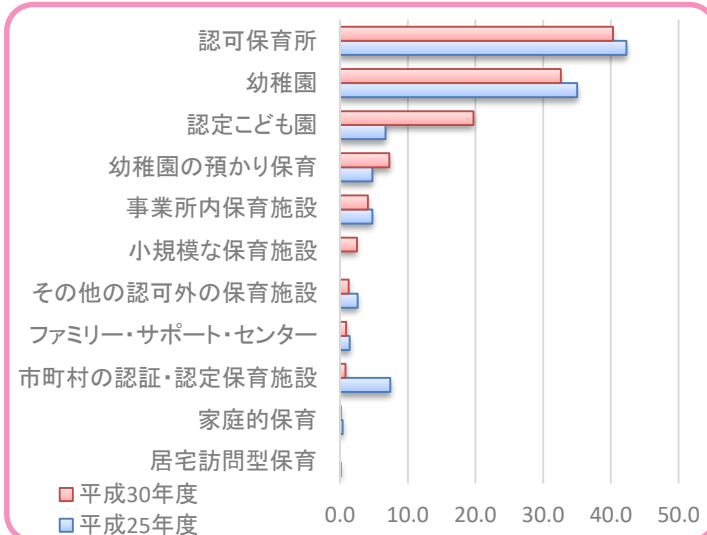
女性の年齢別労働力率の推移と比較



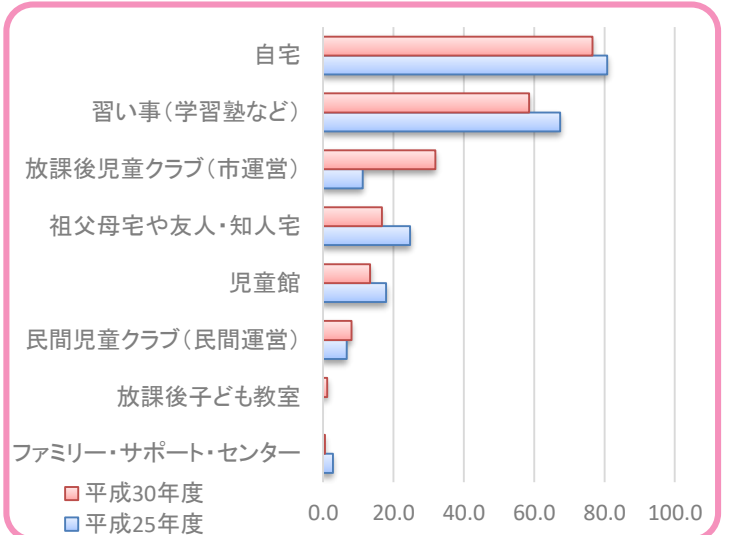
子どもの年齢各歳別推計人口

年齢	令和2年	令和6年
0歳	1,500	1,450
1歳	1,512	1,496
2歳	1,590	1,512
3歳	1,628	1,538
4歳	1,731	1,558
5歳	1,781	1,528
6歳	1,744	1,602
7歳	1,855	1,633
8歳	1,877	1,747
9歳	1,976	1,784
10歳	1,968	1,753
11歳	1,922	1,867
合計	21,084	19,468

平日利用している教育・保育事業



子どもが放課後に過ごしている場所



計画の基本的な考え方

本計画では、「子育て環境日本一」を目指して、基本理念「子どもの『成長』と子育ての『喜び』を地域社会全体で『支える』まち あつぎ」の実現のため、3つの基本目標及び8つの基本施策に基づき、個別施策を以下のとおり体系付け、総合的な取組を進めます。

基本理念

子どもの『成長』と子育ての『喜び』を地域社会全体で『支える』まち あつぎ

基本目標

1

子どもが健やかで
心豊かに育つ
環境づくり

2

子育ての楽しさ・
喜びを実感できる
暮らしづくり

3

みんなで子どもと
子育て家庭を支援
する体制づくり

基本施策

基本施策1

地域における子育て支援体制の充実

基本施策2

子どもと親の健康づくりの推進

基本施策3

子どもが健やかに成長できる教育
環境の充実

基本施策4

子育てしやすい生活環境の整備

基本施策5

仕事と生活の調和（ワーク・ライ
フ・バランス）の推進

基本施策6

セーフコミュニティの推進

基本施策7

特別な支援を必要とする子育て家庭
への取組の推進

基本施策8

未来を創る心豊かな人づくりの推進

厚木市では8つの
基本施策と208個別
事業を展開し、子ど
もや子育て家庭を総
合的に支援します！



個別施策

1

- (1) 地域力（地域社会の子育て力）を活用した子育て支援の充実
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 教育・保育従事者等の確保と更なる教育・保育体制の質の向上
- (4) 市立保育所の機能の充実
- (5) 小学生の放課後対策の充実
- (6) 子育て情報の充実とネットワークづくり

個別事業数
52

2

- (1) 子どもと親の健康の維持増進
- (2) 食育の推進
- (3) 小児医療の充実

個別事業数
20

3

- (1) 子どもの「生きる力」を育む教育環境の充実
- (2) 子どもの様々な学習の機会の提供やスポーツ活動の推進

個別事業数
36

4

- (1) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 良質な居住環境の推進
- (3) 子育て家庭への経済的支援

個別事業数
20

5

- (1) 事業主等への広報・啓発
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

個別事業数
13

6

- (1) 子どもを対象としたセーフコミュニティの推進
- (2) 子どもの交通安全の確保や防犯対策の推進

個別事業数
15

7

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 子どもの貧困対策の推進
- (4) 特に配慮を必要とする子どもとその子育て家庭への施策の充実

個別事業数
32

8

- (1) 青少年の健全育成の推進
- (2) 地域社会の教育力の向上
- (3) 子どもの居場所づくりの推進
- (4) 家庭教育の推進
- (5) 児童館の機能の向上

個別事業数
20

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育の充実及び地域における子育ての支援を計画的に推進していくため、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、ニーズ調査結果や幼児教育・保育の無償化、女性の就業率の高まりなどを踏まえ「量の見込み」を推計し、それに対する受け皿である「確保方策」を具体的に目標設定する「厚木市子ども・子育て支援事業計画」を定めます。

● 幼児期の教育・保育の量の見込み数と確保量

(4月1日時点)

年齢	認定区分、施設区分	令和2年度	令和6年度
3 ～ 5 歳	1号教育認定 幼稚園 認定こども園	①量の見込み数	2,461人
		②確保量	2,480人
		②－①	19人
	2号保育認定 保育所 認定こども園等	①量の見込み数	2,597人
		②確保量	2,608人
		②－①	11人
1 ～ 2 歳	3号保育認定 保育所 地域型保育事業等	①量の見込み数	1,258人
		②確保量	1,260人
		②－①	2人
0 歳	3号保育認定 保育所 地域型保育事業	①量の見込み数	269人
		②確保量	402人
		②－①	133人

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育（幼稚園等）のみ子ども（保育の必要性なし）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育を必要とする子ども）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育を必要とする子ども）

○量の見込み数
…どのくらい需要があるか
○確保数
…どのくらい供給するか



● 放課後児童クラブの量の見込み数と確保量

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

(4月1日時点)

小学校1～6年生	令和2年度	令和6年度
①量の見込み数	1,864人	1,776人
②確保量	2,106人	2,106人
②－①	242人	330人

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、13事業として、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

●利用者支援事業（厚木市子育てコンシェルジュ、母子健康包括支援センター）

子育て支援センター等に「厚木市子育てコンシェルジュ」を配置し、子ども、保護者、妊娠している方等が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう案内する事業です。母子健康包括支援センターでは、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に妊産婦の方の状況を把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じます。

●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターもみじの手等）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。市では、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場として、常設の子育て広場を提供しています。

●養育支援訪問事業（スマイルサポート、ほっとタイムサポーター事業）

スマイルサポート・ほっとタイムサポーター事業として、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援（相談支援、育児・家事援助など）する事業です。

●一時預かり事業 ※幼稚園在園児（幼稚園型一時預かり、幼児教育支援事業）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として教育時間以外に認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

●一時預かり事業 ※幼稚園在園児以外（一般型・余裕活用型一時預かり事業）

幼稚園在園児以外の一時的預かりについては、保育所等において、保護者の育児疲れ解消や急病・入院、短期のパートタイム就労などに伴う緊急・一時的な預かり事業です。

●病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

●実費徴収に係る補足給付を行う事業（就園児実費徴収補助事業）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、副食費、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

●妊婦健康診査事業（妊婦健康診査事業）

●乳児家庭全戸訪問事業（産婦新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業）

●子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ事業）

●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

●延長保育事業（延長保育事業）



● 計画の推進体制

厚木市子ども育成推進委員会

市民の代表、学識経験者、関係機関の方々と構成される「厚木市子ども育成推進委員会」において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検を継続的に行い、目標の実現に向けて本計画を推進します。

厚木市次世代育成支援計画推進委員会

関係部署職員で構成される庁内推進委員会において、計画の進捗管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、厚木市子ども育成推進委員会と連携を図りながら、本計画を推進します。

● 関係機関との連携強化

本計画は、福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、産業振興など、様々な分野に関わることや、期間内での計画的な取組が必要であることから、市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関や企業など関係機関との連携を強化します。

● 厚木市子ども育成条例の推進

本計画は、厚木市子ども育成条例に規定されている基本計画であり、子育て環境の充実に関する施策を総合的かつ計画的に実施することで、地域全体が子どもたちと子育て家庭を大きく包み込み、市民が家族の絆を大切にできるように、厚木市子ども育成条例の運用状況の点検及び普及・啓発を推進します。

目指せ！
子育て環境日本一
地域一体となって
子どもたちの明るい
未来をつくろう！



あつぎ子ども未来プラン〔概要版〕 ＜第3期（令和2年度～令和6年度）＞ 令和2年3月

発行 / 厚木市こども未来部こども育成課こども政策係
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL (046) 225-2262
URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>